

○経済産業省令第 号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十一条第一項、第六十一条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第一項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

|            |              |
|------------|--------------|
| 改正後        | 改正前          |
| （整圧器の保安措置） | （高圧整圧器の保安措置） |

第五十六条 ガスの圧力が異常に上昇するおそれのある整圧器（次条第三号に掲げる一の使用者にガスを供給するためのものを除く。）には、これを防止するための適切な措置を講じなければならぬ。

2 最高使用圧力が高圧の整圧器には、ガスの漏えいによる火災等の発生を防止するための適切な措置を講じなければならない。

（ガス工作物に係る保安に支障のおそれがないと認められる場合の特例）

第六十四条 経済産業大臣がガス事業者による保安の確保の方法がそのガス工作物に係る保安に

第五十六条 最高使用圧力が高圧の整圧器には、ガスの漏えいによる火災等の発生を防止するための適切な措置を講じなければならない。

〔新設〕

（ガス工作物に係る保安に支障のおそれがないと認められる場合の特例）

第六十四条 経済産業大臣がガス事業者による保安の確保の方法がそのガス工作物に係る保安に

支障のおそれがないものであると認める場合における当該ガス工作物が適合するよう維持しなければならぬ技術上の基準は、第十七条、第二十二條、第三十五條第一項、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第五十四條及び第五十五條の規定にかかわらず、その認めたものをもって、これらの規定に規定する基準に代えるものとする。

(認定高度保安実施ガス小売事業者等に係る特例)

第六十五條 認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高

支障のおそれがないものであると認める場合における当該ガス工作物が適合するよう維持しなければならぬ技術上の基準は、第十七条、第二十二條、第三十五條第一項、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第五十四條及び第五十五條の規定にかかわらず、その認めたものをもって、これらの規定に規定する基準に代えるものとする。

〔新設〕

---

度保安実施特定ガス導管事業者が行う事業の用に供する第五十一条第一項から第三項までに掲げる導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（以下この項において「導管等」という。）にあつては、同条第一項から第三項までの表下欄に掲げる検査の頻度によらず、当該導管等の使用期間及び状態を勘案して、適切な頻度で検査を行うものとする。

2 | 認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者及び認定高度保安実施ガス製造事業者が行う事業の用に供する昇圧供給装置にあつては、第六十三条に規定する点検の

---

|                                                 |  |
|-------------------------------------------------|--|
| 頻度によらず、当該昇圧供給装置の運転時間及び状態を勘案して、適切な頻度で検査を行うものとする。 |  |
|-------------------------------------------------|--|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 備考 表中の「」は注記である。 |  |
|-----------------|--|

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第五十六条第一項の規定は、令和九年二月一日から施行する。